

(お知らせ)



平成 30 年 3 月 23 日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」
修正の届出について

当社は、『原子力災害対策特別措置法』第7条1項の規定に基づき、青森県知事及びむつ市長との協議を経て、リサイクル燃料備蓄センター『原子力事業者防災業務計画』を修正し、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届け出ましたのでお知らせします。

また、同条第3項の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公表いたします。

当社といたしましては、今後とも、リサイクル燃料備蓄センターの原子力防災体制の充実に努めて参ります。

以 上

別紙：リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」の修正・届出要旨

問い合わせ先
リサイクル燃料貯蔵株式会社
立地・広報グループ
安藤・甲田
TEL 0175-25-2992

リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」の修正・届出要旨

1. 修正・届出年月日

平成30年3月23日

2. 修正・届出の内容

(1) 原子力災害対策指針の改正に伴う追記・変更

①EAL(緊急時活動レベル)を新たに設定し、その基準と考え方を追記

②原子力事業所災害対策支援拠点を追記

③警戒事象判断基準の変更

- ・「むつ市で震度5弱以上及び青森県で震度6弱以上の地震」(原子力規制委員会初動対応マニュアル：H24.9)を「むつ市において震度6弱以上の地震」(原子力災害対策指針：H29.7)に変更
- ・「青森県において大津波警報の発表」を「むつ市津軽海峡沿岸を含む津波予報区において大津波警報の発表」に変更

(2) 原子力防災要員の配置と人員の一部変更

(3) その他記載の適正化等

3. リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について
第2章 原子力災害予防 対策の実施	防災体制、原子力防災組織の運営、原子力防災管理者の職務、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置と点検・整備、防災教育・訓練の実施、関係機関との連携等について
第3章 緊急事態応急対 策等の実施	緊急事態が発生した場合の通報、退避誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、オフサイトセンターとの連携について
第4章 原子力災害事後 対策	緊急事態解除宣言が出された後の復旧対策、広報や環境放射線モニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について
第5章 その他	他の原子力事業所への協力について

以上